

○西海市水道水源保護条例施行規則

○西海市水道水源保護条例施行規則

平成17年4月1日西海市規則第171号

西海市水道水源保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西海市水道水源保護条例(平成17年西海市条例第231号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第7条第1項の規定による協議は、対象事業協議書(様式第1号)に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 対象事業計画書
- (2) 対象事業を実施する地域を示す図面及びその付近見取図
- (3) 対象事業を行う工事その他の事業場の計画平面図
- (4) 対象事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事前措置)

第3条 事業者は、条例第7条第1項の規定により、説明会の開催その他の措置を採ろうとするときは、あらかじめ対象事業措置実施計画書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、条例第7条第1項の規定により、説明会の開催その他の措置を採ったときは、その結果について速やかに対象事業措置実施結果報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(勧告)

第4条 条例第7条第2項の規定による勧告は、対象事業(協議・措置)勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(認定通知)

第5条 条例第7条第3項の規定による通知は、規制対象事業場認定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第8条の規定による公表は、西海市役所の掲示板への掲示のほか、その他市民に広く周知させる方法により行うものとする。

(一時停止命令)

第7条 条例第10条の規定による一時停止命令は、対象事業実施一時停止命令書(様式第6号)により行うものとする。

(措置要請)

第8条 条例第12条の規定による措置の要請は、対象事業措置要請書(様式第7号)により行うものとする。

(水源保護に係る協力要請)

第9条 条例第13条の規定による水源保護に係る協力の要請は、広域水源保護協力要請書(様式第8号)により行うものとする。

2 関係地方公共団体等から本市に対し、水源保護に係る協力の要請があった場合においては、市長は当該協力の要請について、水源保護のため必要があるかどうかを速やかに決定し、当該関係地方公共団体等に対し、その旨を広域水源保護協力要請(承諾・不承諾)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西彼町水道水源保護条例施行規則(平成8年西彼町規則第2号)、西海町水道水源保護条例施行規則(平成11年西海町規則第4号)又は大瀬戸町水道水源保護条例施行規則(平成3年大瀬戸町規則第13号)の規定によりなされた申請その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

☞様式第1号(第2条関係)